

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
51	農地中間管理事業【意見03】 各地域の実態により即した目標値の設定について 【現状の問題点】 市は、「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」において、10年後の目指す姿として、農用地の利用集積率を令和12年までに80.0%とすることを掲げ取り組んでいるが、令和3年時点では44%程度にとどまっている。 一方、同ビジョンにおいて「農地集積が困難な中山間地域については、農地集積率の算定方法を検討」する旨を掲げているものの、監査時点においては、未だ検討段階である。 【解決の方向性】 各地域の地理的条件や土地利用の実態等に応じた集積率の算定方法や地域別の目標値の設定等について、早期の具体化を図られたい。	農用地の利用集積率については、国において「日本再興戦略（平成25年閣議決定）により担い手への農地の集積率を令和5年度末までで80%に引き上げる目標を設定しており、市においても近似の目標を掲げ取り組んでいるものです。 令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が一部改正となり、人・農地プランが法定化され、担い手への農地の集積を含めた将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」を令和6年度末までに策定することとなったことから、当該計画の策定に合わせて検討し対応してまいります。 （農政課）	○措置済 農用地の利用集積率は、令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、2030年度KPIで7割に設定し直されたところです。 今後市においても、この目標に沿って取り組んでまいることとし、令和6年度に市内全域10地区で策定した「地域計画」の中で、地域ごとに集積率を算定しており、将来の目標とする集積率については上記計画を踏まえ適宜更新し、今後も農用地の集積・集約を進めてまいります。 （農政課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。